

のライフステージ（成人期（特に高齢者））や要望に沿った消費者教育講座を実施します。

（消費生活センター、沖縄県金融広報委員会）

### **③ 消費者安全法に基づく情報提供等の実施 ※再掲**

消費者庁等が公表する事故情報について、県ホームページに掲載する等、消費者へ提供します。また、県内で発生した事故等についても関係機関と連携し情報収集等を行います。

（消費生活センター）

### **④ 金銭・金融教育に関する消費者啓発事業の実施 ※再掲**

沖縄県金融広報委員会と連携して、将来の消費生活の安定につながる金銭・金融教育に関する広報啓発を推進します。

（消費生活センター、沖縄県金融広報委員会）

### **⑤ 悪質商法に関する普及啓発 ※再掲**

悪質商法の被害に遭わないようにするため、ホームページ等を活用し広報を実施します。

（警察本部生活保安課、消費生活センター）

### **⑥ 成年後見制度の利用の促進**

成年後見制度についてパンフレットやポスターを活用した広報を行い、制度の周知を図ります。

（高齢者福祉介護課）

### **⑦ 日常生活自立支援事業の利用の促進**

日常生活自立支援事業についてパンフレットやポスターを活用した広報を行い、制度の周知を図ります。

（福祉政策課）

### **⑧ 警察による防犯活動の推進**

高齢者等に係る各種の犯罪被害を予防するため、高齢者等を対象とした防犯講習会、防犯座談会の開催や広報媒体を活用した防犯広報を実施します。

（警察本部生活安全企画課）

## **⑨ 高齢者の悪質商法被害防止のための連携強化**

高齢者宅を訪問する機会の多い、市町村職員、民生委員、児童委員、介護支援専門員等に対し、消費者被害についての情報提供や消費生活講座を実施します。また、沖縄県老人クラブ連合会と連携し、各老人クラブを通じて高齢者に対する情報提供を行います。高齢者に分かりやすい啓発活動（演劇、ビデオ等）を行い、見守り新鮮情報\*等の活用により悪質事業者の手口等の情報を提供します。高齢者と接する機会の多い関係機関、団体等に対する情報提供や出前講座を通じて悪質商法に対する知識の向上を図るとともに、被害の未然防止及び適切な相談・支援機関につなぐ体制づくりに役立てます。

(消費・くらし安全課、消費生活センター、高齢者福祉介護課)

## **⑩ 地域包括支援センターの職員に対する情報提供**

地域包括支援センター職員に対する研修等あらゆる機会を通じて、高齢者が関連する消費生活情報を提供します。

(消費・くらし安全課、消費生活センター、高齢者福祉介護課)

## **⑪ 生涯学習講座、施設と連携した消費者教育 ※再掲**

公民館、図書館等で行われている生涯学習の活動と連携し、消費生活講座等を開催します。

(生涯学習振興課、消費生活センター、沖縄県金融広報委員会)

## **3 高度情報通信ネットワーク社会への対応**

インターネットが日常生活に浸透し、電子商取引が拡大する一方で、デジタルコンテンツに関する相談件数が増加していることから、セキュリティやリスクを自ら管理・配慮することについての意識を持つことや、情報リテラシーの向上を図る消費者教育を推進します。

### **① デジタルコンテンツに関する啓発及び消費者教育の実施**

デジタルコンテンツに関する相談件数が増加していることから、セキュリティやリスクを自ら管理・配慮することについての意識を持つことや、情報リテラシーの向上を図る消費者教育を推進します。

\*用語説明を40pに掲載

やマスコミ等の関係団体と連携し、速やかに注意喚起・啓発を行います。

(消費生活センター)

## **② 小・中・高等学校・特別支援学校における消費者教育への支援**

学習指導要領（小・中・高等学校・特別支援学校）に基づいた消費者教育を推進するほか、フィルタリングやネット被害防止等の啓発資料の配布、教育の情報化に関する研修会の中で情報モラル教育の推進、講演等の機会を通じてインターネット、ゲームに関する家庭のルールづくりの意識啓発を推進します。

(県立学校教育課、義務教育課)

## **③ 高度情報通信社会の進展に対応したサイバー犯罪への対策の実施**

サイバー犯罪の状況や各種対策方法等の広報を実施します。また、各種研修会に講師を派遣します。

(警察本部サイバー犯罪対策課)

## **④ インターネット利用の危険性の認識向上のための広報啓発**

インターネットを安全に利用する上で必要な、危険性に関する具体的な情報と対応方法について、青少年とその保護者を対象とした広報啓発パンフレット等の作成やテレビ・ラジオ等のメディアを活用した情報発信を行います。

(青少年・子ども家庭課)

## 基本的な方針Ⅲ 消費者教育の担い手の育成

消費者教育の場や機会づくりを促進するためには、消費者教育講座や啓発を担う人材が不可欠です。既存の担い手である学校教員の資質向上を図ることに加え、消費者問題に精通している消費生活相談員は消費者教育講座の講師としての役割を求められており、そのスキルアップが重要であるとともに、地域の消費者教育の担い手を育成する役割も期待されています。また、消費者教育を担う多様な関係者や場を繋ぐためには、間に立って調整するコーディネーターが重要な役割を果たすことから、その配置及び育成に取り組みます。

### 1 消費者教育の担い手の育成

学校教育は、消費者教育の実践の場であり、教職員には、消費者教育の推進役としての役割が期待されることから、学校教育部門と消費者行政部門が連携し、指導力の向上に努めます。また、消費者教育講座の講師としての役割を求められる消費生活相談員のスキルアップや、地域の消費者教育の担い手育成に取り組みます。

#### ① 消費生活相談員への研修

消費者教育の担い手となる消費生活相談員に対して、必要な知識や実務能力の向上を図る研修会を実施します。

(消費生活センター)

#### ② 小・中・高等学校等の教職員研修

教育庁と県の消費生活センターが連携し、児童・生徒への消費者教育の質を向上させるため、消費生活トラブルの事例や教材の活用方法等に関する研修を実施します。

(消費生活センター、教育庁)

#### ③ 地域の消費者教育の担い手に対する講座

ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進するためには、多様な人材が適切に消費者教育に関わっていくことが求められることから、市町村の消費者行政担当職員、民生委員、地域活動関係者、福祉関係者など、幅広い人材に対し、その役割に応じた消費者知識の習得を目的とした担い手講座を実施します。

(消費生活センター)

#### **④ 金融広報アドバイザーへの研修**

金融広報中央委員会から委嘱を受け、金融広報活動の第一線で金融・金銭教育の普及に取り組んでいる金融広報アドバイザーに対し、資質の向上を図る研修を実施します。

(消費生活センター、沖縄県金融広報委員会)

#### **⑤ 各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供 ※再掲**

消費者自身が消費者トラブルを未然に防止できるよう、悪質商法等に関する情報や製品使用時の事故情報等について、あらゆる広報媒体を通じて情報提供を行います。消費者被害が拡大するおそれのある事例については、県ホームページに掲載するほか、マスコミ、警察に対して積極的かつ迅速に情報提供を行います。

(消費生活センター)

#### **⑥ 消費者安全法に基づく情報提供等の実施 ※再掲**

消費者庁等が公表する事故情報について、県ホームページに掲載する等、消費者へ提供します。また、県内で発生した事故等についても関係機関と連携し情報収集等を行います。

(消費生活センター)

#### **⑦ 地域包括支援センターの職員に対する情報提供 ※再掲**

地域包括支援センター職員に対する研修等あらゆる機会を通じて、高齢者が関連する消費生活情報を提供します。

(消費・くらし安全課、消費生活センター、高齢者福祉介護課)

## **2 消費者教育コーディネーターの配置及び育成**

消費者教育を担う多様な関係者を繋ぐためには、その役割を担うコーディネーターの配置が重要なことから、その配置及び育成に取り組みます。

#### **① コーディネーターの配置及び育成**

消費者教育コーディネーターを配置し、育成に取り組みます。

(消費・くらし安全課、消費生活センター)